

恵那市プレミアム付電子商品券加盟店規約

(趣旨)

第1条 本規約は、恵那市商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の発行する恵那市プレミアム付電子商品券（以下「商品券」という。）によって、対象商品の代金の支払いを受ける恵那市商品券事業取扱加盟店（以下「加盟店」という。）について定めるものとし、加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意したうえで商品券及び商品券システムを利用するものとする。

(加盟店登録)

第2条 加盟店としての登録を受けようとする者は、実行委員会が指定する申込み手続きを行うものとする。

2 加盟店は、その業態が変更される等の取扱商品が著しく変更された場合又は前項の申込み事項に著しい変更があった場合には、実行委員会に対し、速やかにその旨を実行委員会に届け出るものとする。この場合において、変更の効力が生じるのは、実行委員会が当該届出を受けて、承認を行ったときからとする。

(加盟店表示)

第3条 加盟店は、実行委員会が指定する加盟店ポスターを掲示又は表示するものとする。

(代金の精算)

第4条 代金の精算は、次の各号に定める方法による。

- (1) 実行委員会は、商品券の決済代金について、加盟店が申込登録の際に届け出た指定口座に、支払いを行うものとする。
- (2) 前号の精算金の支払日が銀行休業日に該当するときは、前営業日を支払日とする。
- (3) 実行委員会は、原則として毎月10日及び20日、末日を締日とし、支払日は当月20日及び末日、翌月10日（振込指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日）に取扱い加盟店指定口座に振込むものとする。

(商品券システムの利用等)

第5条 加盟店は、その責任と費用負担において、商品券システムの利用に必要な決済端末の用意、インターネット環境の整備等、必要な利用環境の設定及び準備を商品券利用開始日までに行うものとし、使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等に努めるものとする。

2 加盟店が商品券事業にかかる物品等を損壊、破壊又は故障等させた場合、加盟店はそれによって生じた損害又は修理費を負担するものとする。

(加盟店遵守事項)

第6条 加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品等の内容等に関して虚偽又は不当な表示をしてはならない。
- (2) 商品券を現金又はそれに類するものに交換してはならない。
- (3) 商品券システムに支障を与える行為、不正アクセス、有害なコンピュータプログラムの送信、その他の技術的手段を利用してシステムを不正に操作する行為等、本サ

サービスの運営を妨害し、これらに支障を与える行為を行ってはならない。

- (4) 加盟店は、商品券システムを複製、修正、改変又は解析してはならない。
- (5) 加盟店は商品券システムを第三者に貸与又は利用させてはならず、その利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとする。
- (6) 加盟店は、やむを得ない事情がない限り、商品券の利用期間中においては、継続して加盟店としてその販売する商品又はサービスの提供等を取り扱うことについて同意するものとする。
- (7) 加盟店は、本規約のほか、法令、政令、規則等を遵守し誠実に業務を遂行しなければならない。

(守秘義務)

第7条 加盟店は、本サービスの利用に関連して知り得た相手方の技術上、営業上、その他一切の情報を、注意義務をもって厳重に管理しなければならない。

(商品券の決済)

第8条 商品券の決済方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 利用者は、商品の購入の際に商品券での支払いを指定し、加盟店が利用者のアカウントにおいて保有する商品券の残高から当該商品の代金分を減少させることとする。
- (2) 利用者は、当該商品券の残高の減少をもって、加盟店に対する対象商品の代金支払を完了したものとして取り扱われる。
- (3) 利用者は、購入しようとする商品の代金額が、利用者がアカウントにおいて保有する商品券の残高を超える場合には、その不足分の代金を現金で支払うことができる。

(商品券利用期間)

第9条 商品券利用期間は、令和6年7月1日午前9時から令和7年1月31日までとし、利用期間を過ぎた商品券は、一切利用することができない。

(商品券の利用対象とならないもの)

第10条 次の各号に掲げるものは、商品券の利用対象外とする。

- (1) 商品券を単に現金化すること又はこれに類する行為
- (2) 換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、印紙等）や定価制（たばこ等）商品の購入
- (3) 国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
- (4) 事業資金（業者間取引）としての支払い
- (5) 商品券を担保に供し、又は質入れすること
- (6) その他、取扱加盟店等が特に指定するもの

(サービスの利用停止又は中止)

第11条 実行委員会は、次の各号に掲げる事由があると判断した場合には、加盟店に対し、事前に通知することなく、商品券の発行及び取引の一部若しくは全部を停止又は中止することができるものとする。

- (1) 自然災害等の実行委員会の責によらない事由により、システムを利用することが

できない場合。

(2) システムの保守・点検等により、システムを停止する必要がある場合。

(3) 加盟店が本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合。

2 実行委員会は、加盟店が本規約のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、加盟店に対し、必要と認める調査を行うことができるものとする。

3 実行委員会は、第一項の規定に基づき実施した措置により、加盟店に損害が生じた場合には、一切の責任を負わないものとする。

(反社会勢力の排除)

第12条 加盟店は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員又は媒介者（以下「関係者」という。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 加盟店は、自ら又は関係者が第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

3 実行委員会は、前項の規定により加盟店契約を解除した場合、かかる解除によって加盟店に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとする。

(加盟店への通知)

第13条 加盟店に対する通知は、申込登録の際に指定した住所又はメールアドレスに、実行委員会所定の方法により送付又は送信することによって行うものとする。

(免責)

第14条 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、

通信回線又は諸設備の故障、その他実行委員会及び加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、実行委員会及び加盟店は互いに何らの責任も負わないものとする。

- 2 加盟店は、サービスの提供等については、加盟店と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、実行委員会は当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品の販売、サービスの提供等については、全て加盟店において責任を負うべきものであることについて同意するものとする。
- 3 加盟店は、商品の販売、サービスの提供等について万が一利用者その他第三者との間でトラブルが生じた場合は、全て加盟店の責任及び費用負担において対応すべきものであることについて同意するものとする。
- 3 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、加盟店と実行委員会で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとする。